令和元年６月亀山市議会定例会　提出議案
条　例　新　旧　対　照　表

頁

議案第４１号　亀山市職員コンプライアンス条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

議案第４２号　亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・２

議案第４３号　亀山市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

議案第４４号　亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

議案第４５号　亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・３７

議案第４６号　亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

議案第４７号　亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

議案第４８号　亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例・・４０

議案第４９号　亀山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

亀山市職員コンプライアンス条例新旧対照表（附則第２項関係）
（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
別表（第２条、第３条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="4">旅費条例別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額</td></tr>
<tr><td>亀山市いじめ再調査委員会委員（臨時委員を含む。）</td><td>日額　７，１００円</td></tr>
<tr><td>亀山市コンプライアンス委員会委員</td><td>日額　７，１００円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
別表（第２条、第３条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td rowspan="3">旅費条例別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額</td></tr>
<tr><td>亀山市いじめ再調査委員会委員（臨時委員を含む。）</td><td>日額　７，１００円</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表（第２条、第３条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
選挙長	日額　１０，８００円	旅費条例別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額
投票所の投票管理者	日額　１２，８００円	
期日前投票所の投票管理者	日額　１１，３００円	
開票管理者	日額　１０，８００円	
投票所の投票立会人	日額　１０，９００円	
期日前投票所の投票立会人	日額　９，６００円	
開票立会人	日額　８，９００円	
選挙立会人	日額　８，９００円	
（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第２条、第３条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
（略）	（略）	（略）
選挙長	日額　１０，６００円	旅費条例別表の消防長の項に規定する旅費に相当する額
投票所の投票管理者	日額　１２，６００円	
期日前投票所の投票管理者	日額　１１，１００円	
開票管理者	日額　１０，６００円	
投票所の投票立会人	日額　１０，７００円	
期日前投票所の投票立会人	日額　９，５００円	
開票立会人	日額　８，８００円	
選挙立会人	日額　８，８００円	
（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第１条関係）
（亀山市税条例の一部改正）

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第２２条　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第３１４条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第１９条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（３）（略） ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第１１項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第９７条　市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 （１）身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）	（寄附金税額控除） 第２２条　所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第３１４条の７第１項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第１号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第１９条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（３）（略） ２　前項の特例控除額は、法第３１４条の７第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （身体障害者等に対する種別割の減免） 第９７条　市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。 （１）身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）

又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

（２）（略）

２～４　（略）

附　則

第１４条の２の２　平成２２年度から令和１５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和元年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第１９条及び第２１条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。）

（２）（略）

２～４　（略）

附　則

第１４条の２の２　平成２２年度から平成４１年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から平成３１年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第６項（同条第９項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第１９条及び第２１条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

２　前項の規定の適用がある場合　における第２３条及び第２３条の２第１項の規定の適用については、第２３条中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第１４条の２の２第１項」と、第２３条の２第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第１４条の２の２第１項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第１４条の３　第２２条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第１９条第２項に規定する課税総所得金額、課

（１）前項の規定の適用を受けようとする年度分の第２６条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第２７条第１項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第４１条第１項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

（２）前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の１月１日現在において法第３１７条の６第１項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条の２の２の規定の適用を受けている場合

３　第１項の規定の適用がある場合における第２３条及び第２３条の２第１項の規定の適用については、第２３条中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第１４条の２の２第１項」と、第２３条の２第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第１４条の２の２第１項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第１４条の３　第２２条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第２項第２号　若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第１９条第２項に規定する課税総所得金額、課

税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３０条の２第１項、附則第３１条第１項、附則第３２条第１項、附則第３５条第１項、附則第３６条第１項、附則第３６条の２第１項又は附則第３７条第１項の規定の適用を受けるときは、第２２条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３０条の２第１項、附則第３１条第１項、附則第３２条第１項、附則第３５条第１項、附則第３６条第１項、附則第３６条の２第１項又は附則第３７条第１項の規定の適用を受けるときは、第２２条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）
第１６条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第２２条第１項及び第２項の規定<u>により</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第２６条第３項の規定による申告書の提出（第２７条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第３７号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法<u>第３１４条の７第２項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第７条第８項から第１０項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第３項において「都道府県知事等」という。）</u>に対し、同条第８項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。	第１６条　法附則第７条第８項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第２２条第１項及び第２項の規定<u>によって</u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第２６条第３項の規定による申告書の提出（第２７条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第２条第１項第３７号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法<u>第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第７条第８項から第１０項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第８項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

２　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第７条第１０項第１号に掲げる事項に変更があったときは、同条第９項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の１月１０日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	２　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第７条第１０項第１号に掲げる事項に変更があったときは、同条第９項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の１月１０日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
３　申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の１月３１日までに、法附則第７条第１０項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第１１項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	３　申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の１月３１日までに、法附則第７条第１０項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第１１項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
４（略）	４（略）
第１６条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を、第２２条第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	第１６条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第３項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第７条第１３項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第７条の２第４項に規定するところにより控除すべき額を、第２２条第１項及び第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１７条の２　（略）

２～４　（略）

５　法附則第１５条第１９項に規定する条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１９項に規定する条例で定める割合は、２分の１）とする。

６　法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

７　法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

８　法附則第１５条第３３項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

９　法附則第１５条第３３項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

１０　法附則第１５条第３３項第１号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

１１　法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

１２　法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）

第１７条の２　（略）

２～４　（略）

５　法附則第１５条第１８項に規定する条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１８項に規定する条例で定める割合は、２分の１）とする。

６　法附則第１５条第３２項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

７　法附則第１５条第３２項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

８　法附則第１５条第３２項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

９　法附則第１５条第３２項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

１０　法附則第１５条第３２項第１号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

１１　法附則第１５条第３２項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

１２　法附則第１５条第３２項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

１３　法附則第１５条第３３項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	１３　法附則第１５条第３２項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
１４　法附則第１５条第３３項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	１４　法附則第１５条第３２項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
１５　法附則第１５条第３３項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	１５　法附則第１５条第３２項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
１６　法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。	１６　法附則第１５条第３７項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。
１７　法附則第１５条第４０項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。	１７　法附則第１５条第３９項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。
１８　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	１８　法附則第１５条第４３項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
１９　法附則第１５条第４７項に規定する条例で定める割合は、零とする。	１９　法附則第１５条第４６項に規定する条例で定める割合は、零とする。
２０　（略）	２０　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第１８条　（略）	第１８条　（略）
２～５　（略）	２～５　（略）
６　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改	６　法附則第１５条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改

修が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）（略） ７　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３）（略） （４）令附則第１２条第２３項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）（略） （６）居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２４項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 （７）（略） ８　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則	修が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）（略） ７　法附則第１５条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３）（略） （４）令附則第１２条第２１項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）（略） （６）居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第１２条第２２項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 （７）（略） ８　法附則第１５条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第１０項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３箇月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則

第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 （６）（略） ９　（略） １０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等 （６）（略） １１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第	第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等 （６）（略） ９　（略） １０　法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（４）（略） （５）熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等 （６）（略） １１　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１３項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第

１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１９項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）（略） （軽自動車税の税率の特例） 第２９条の２　平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略	１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第１７項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）（略） （軽自動車税の税率の特例） 第２９条の２　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 ２　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成２９年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第５項を除く。）において同じ。）に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成２９年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第５項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成２９年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表

2　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元度分　の軽自動車税に限り、次の表　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

3　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第９１条の規定の適用については、

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

5　法附則第３０条第６項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6　法附則第３０条第７項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車　に対する第９１条の規定の適用については、

14

当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分　の軽自動車税に限り、次の表　　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分　の軽自動車税に限り、次の表　　の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円

当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７　法附則第３０条第８項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３０年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成３１年度分の軽自動車税に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第３０条　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２～４　（略）

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第３０条　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第７項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２～４　（略）

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第２６条　（略）	第２６条　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
７　第１項又は第５項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第１９０条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第１項の申告書を提出するときは、法第３１７条の２第１項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	
８　（略）	７　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第２７条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第２７条の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）及び（２）（略）	（１）及び（２）（略）

（３）当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

（４）（略）

２～５　（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第２７条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（３）当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

（４）（略）

２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年

（３）（略）

２～５　（略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第２７条の３　所得税法第２０３条の５第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）及び（２）（略）

（３）（略）

２　前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を公的年

金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。	金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第２０３条の５第２項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出することができる。
３　（略）	３　（略）
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第２０３条の５第５項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　（略）	５　（略）
（市民税に係る不申告に関する過料）	（市民税に係る不申告に関する過料）
第２８条　市民税の納税義務者が第２６条第１項若しくは第２項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第６項若しくは第８項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対	第２８条　市民税の納税義務者が第２６条第１項若しくは第２項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第６項若しくは第７項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対

し、１０万円以下の過料を科する。	し、１０万円以下の過料を科する。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
（日本赤十字社の＿＿軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）	（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）
第９０条の２　日本赤十字社が取得する３輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。 （１）救急用のもの （２）三重県県税条例（昭和２５年三重県条例第３７号）第１３７条の２の２第１項第２号から第５号までの規定により県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車の例によるもの	第９０条の２
２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、種別割＿＿を課さない。	日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。
附　則	附　則
（寄附金税額控除における特例控除額の特例）	（寄附金税額控除における特例控除額の特例）
第１４条の３　第２２条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第１９条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３０条の３第１項、附則第３１条第１項、附則第３２条第１項、附則第３５条第１項、附則第３６条第１項、附則第３６条の２第１項又は附則第３７条第１項の規	第１４条の３　第２２条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第３１４条の７第１１項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第１９条第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第３０条の２第１項、附則第３１条第１項、附則第３２条第１項、附則第３５条第１項、附則第３６条第１項、附則第３６条の２第１項又は附則第３７条第１項の規

定の適用を受けるときは、第２２条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	定の適用を受けるときは、第２２条第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第２９条　（略）	第２９条　（略）
（軽自動車税の環境性能割の非課税）	
第２９条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間（附則第２９条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第８８条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
第２９条の２の２　（略）	第２９条の２　（略）
２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に	

規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ３　県知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第２９条の４の規定により読み替えられた第９０条の６第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第２９条の１１の規定によりその例によることとされた法第１６１条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 ４　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第２９条の６　（略）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第２９条の６　（略）
（略）	（略）

２　（略）	２　（略）
３　自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第９０条の４（第２号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「１００分の２」とあるのは、「１００分の１」とする。	
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第３０条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第３０条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ）（a）	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ）（ｂ）	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第９１条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ）（a）	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００
第２号ア（ウ）（ｂ）	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に

対する第９１条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円
第２号ア（ウ）（a）	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ）（ｂ）	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第３０条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第９２条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じ

た原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第９４条及び第９５条の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第３０条の３　（略）

２　（略）

３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）第１８条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第３０条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（２）第２１条から第２３条まで、第２３条の２第１項、附則第１３条第１項、附則第１４条の２第１項及び附則第１４条の２の２第１項の規定の適用については、第２１条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第３０条の３第１項の規定による市民税の所

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第３０条の２　（略）

２　（略）

３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）第１８条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第３０条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（２）第２１条から第２３条まで、第２３条の２第１項、附則第１３条第１項、附則第１４条の２第１項及び附則第１４条の２の２第１項の規定の適用については、第２１条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第３０条の２第１項の規定による市民税の所

得割の額」と、第２２条第１項前段、第２３条、第２３条の２第１項、附則第１３条第１項、附則第１４条の２第１項及び附則第１４条の２の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第３０条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２２条第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第３０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	得割の額」と、第２２条第１項前段、第２３条、第２３条の２第１項、附則第１３条第１項、附則第１４条の２第１項及び附則第１４条の２の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第３０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２２条第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第３０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）第２４条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第３０条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	（３）第２４条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第３０条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（４）附則第９条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第３０条の３第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第３０条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）附則第９条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第３０条の２第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第３０条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第３条関係）

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第１３条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第４７条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。 （１）（略） （２）障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。） ２　（略） 附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第３０条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）	（個人の市民税の非課税の範囲） 第１３条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第２号に該当する者にあっては、第４７条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。 （１）（略） （２）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。） ２　（略） 附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第３０条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第９１条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 （略）

２～４　（略）	２～４　（略）
５　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第９１条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第３０条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第３０条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２及び３　（略）	２及び３　（略）

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第４条関係）
（亀山市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

改正後	改正前
第２条　亀山市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第２９条の２の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた」を削り、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 （略） 附則第２９条の２第２項から第４項までを削り、同条を附則第３０条とし、附則第２９条の次に次の５条を加える。 （後略）	第２条　亀山市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第２９条の２の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 （略） 附則第２９条の２第２項から第７項までを削り、同条を附則第３０条とし、附則第２９条の次に次の５条を加える。 （後略）

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第５条関係）

改正後	改正前
亀山市税条例（平成１７年亀山市条例第５０号）の一部を次のように改正する。 （中略） ２　第４３条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項、第１１項及び第１３項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の８項を加える。 １０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１２項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 １１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。	亀山市税条例（平成１７年亀山市条例第５０号）の一部を次のように改正する。 （中略） ２　第４３条第１項中「による申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。 １０　法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 １１　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

１３　第１０項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前３項の規定は、適用しない。法人税法第７５条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第１０項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

１４　前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。

１２　第１０項の規定により行われた同項の申告は、＿＿＿＿＿＿＿法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

１５　第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	
１６　第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	
１７　第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。	
（後略）	（後略）
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、平成３１年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第１条　この条例は、平成３１年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）（略）	（１）（略）
（２）第１２条第１項及び第３項並びに第４３条第１項の改正規定並びに同条に８項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　令和２年４月１日	（２）第１２条第１項及び第３項並びに第４３条第１項の改正規定並びに同条に３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定　平成３２年４月１日
（３）（略）	（３）（略）
（市民税に関する経過措置）	（市民税に関する経過措置）
第２条　（略）	第２条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　新条例第１２条第１項及び第３項並びに第４３条第１０項から第１７項までの規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。	３　新条例第１２条第１項及び第３項並びに第４３条第１０項から第１２項までの規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人市民税については、なお従前の例による。

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
附　則	附　則
（法附則第１５条第１９項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第１８項の条例で定める割合）
４　法附則第１５条第１９項に規定する条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１９項に規定する条例で定める割合は、２分の１）とする。	４　法附則第１５条第１８項に規定する条例で定める割合は、５分の３（都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第２条第５項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第１５条第１８項に規定する条例で定める割合は、２分の１）とする。
（法附則第１５条第４０項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３９項の条例で定める割合）
５　法附則第１５条第４０項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。	５　法附則第１５条第３９項に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。
（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第４３項の条例で定める割合）
６　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	６　法附則第１５条第４３項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。
（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
１５　法附則第１５条第１項、第１３項、第１８項、第１９項、第２１項から第２５項まで、第２７項、第２８項、第３２項、第３６項、第４０項若しくは第４３項から第４５項まで、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４	１５　法附則第１５条第１項、第１３項、第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項、第４２項、第４３項若しくは第４４項、第１５条の２第２項又は第１５条の３の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３４項」とあるのは「若しくは第３４

項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。	項又は法附則第１５条から第１５条の３まで」とする。

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（委員） 第５条　委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。 （１）（略） （２）三重県鈴鹿児童相談所の職員 （３）～（６）（略） ２～４　（略）	（委員） 第５条　委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。 （１）（略） （２）三重県北勢児童相談所の職員 （３）～（６）（略） ２～４　（略）

亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）～（４）（略） （５）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） （６）～（１０）（略） ４及び５　（略）	（職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）～（４）（略） （５）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第３８８号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （６）～（１０）（略） ４及び５　（略）

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

別表第３（第５２条関係）

市営単独住宅の名称、位置等

建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和２５年度	城山住宅	関町新所１３９３番地１及び１３９４番地３	木造平家	８

改正前

別表第３（第５２条関係）

市営単独住宅の名称、位置等

建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和２５年度	若草住宅	関町新所１８４１番地、１８４２番地、１８４３番地１、１８４６番地及び１８４０番地	木造平家	６
昭和２５年度	城山住宅	関町新所１３９３番地１及び１３９４番地３	木造平家	８

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格）	（布設工事監督者の資格）
第３条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。	第３条　法第１２条第２項に規定する条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。
（１）及び（２）（略）	（１）及び（２）（略）
（３）学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（３）学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治３６年勅令第６１号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（４）～（８）（略）	（４）～（８）（略）
（水道技術管理者の資格）	（水道技術管理者の資格）
第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。	第４条　法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。
（１）（略）	（１）（略）
（２）前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第１号に規定す	（２）前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定す

る学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	る学校を卒業した者については４年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については６年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については８年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（３）（略）	（３）（略）
（４）前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については７年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（４）前条第１号、第３号及び第４号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第１号に規定する学校を卒業した者については５年以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者については７年以上、同条第４号に規定する学校を卒業した者については９年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（５）及び（６）（略）	（５）及び（６）（略）

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（避雷設備） 第２２条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。 ２　（略） （設置の免除） 第３８条の５　前３条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、次に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 （１）第３８条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が７５度以下で種別が１種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第１２条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 （２）～（５）（略） （６）第３８条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令	（避雷設備） 第２２条　避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。 ２　（略） （設置の免除） 第３８条の５　前３条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、次に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 （１）第３８条の３第１項各号又は前条第１項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が７５度以下で作動時間が６０秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第１２条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 （２）～（５）（略）

（平成２０年総務省令第１５６号）第３条第２項及び第３項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 （７）（略）	 （６）（略）